

障害福祉サービス事業等 開始 変更 届出書

開始・変更しようとする事業の内容	事業を行う事業所	名称	
		所在地	
	サービス等の種類		
提供する便宜等の内容			
経営者(法人)	名前(名称)		
	住所(事務所の所在地)		
基本約款	別添 1		
事業の運営の方針			
職員の職種	職務の内容		職員の定数
			人
			人
			人
			人
			人
	合計		人
主な職員の名前			
主な職員の経歴	別添 2		
事業を行おうとする区域			
事業の用に供する施設又は住居	名称		
	所在地		
	利用定員		
事業開始の予定年月日	年 月 日		
<p>1 上記のとおり障害福祉サービス事業等を開始しますので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第79条第2項、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の3第2項の規定により届け出ます。</p> <p>2 上記のとおり障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第79条第2項、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の3第2項の規定により届け出た事項を変更しましたので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">事業経営者 住所 (所在地) 名前 (名称及び代表者の名前)</p> <p>福山市長 様</p>			

注1 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙の枚数を増加し、この様式に準じた届出書を作成すること。

2 届出書の記入については、2面によること。

障害福祉サービス事業等開始・変更届出書記入要領

- 1 標題の届出名のうち、「開始」又は「変更」のいずれか該当する事項を○で囲むこと。
- 2 変更の届出をする際には、変更が生じる部分のみにつき記入して届け出ること。
- 3 複数のサービス等の種類の障害福祉サービス事業等を開始する際には、届出書はそれぞれの種類ごとに作成すること。
- 4 「開始・変更しようとする事業」欄のうち、「提供する便宜等の内容」欄には、事業者が当該事業により提供するサービス等の種類等その事業の内容を記入すること。
なお、サービス等の種類に変更が生じるときは、新たな事業の開始として、別途届け出ること。
- 5 「経営者」欄には、当該事業を経営する者が個人である場合にはその者の名前及び住所を記入し、市町村、社会福祉法人その他の法人である場合にはその名称、代表者の名前及び当該事業に係る主たる事務所の所在地を記入すること。
- 6 「基本約款」は、事業者の条例、定款その他基本約款を指すものであること。
- 7 「事業の運営の方針」欄には、当該事業を経営する上で経営者として考えることを明確に記入すること。
- 8 「主な職員の名前」欄の主な職員とは、当該事業所の管理者等を指すものであること。
- 9 「事業を行おうとする区域」欄には、市町村の委託を受けて行う場合には、事業を行おうとする区域のほかに「委託先」として当該市町村の名称を併せて記入すること。
- 10 「事業の用に供する施設又は住居」の欄は、障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援（施設を必要とする障害福祉サービスを行うものに限る。）、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助に限る。）、地域活動支援センターを運営する事業又は福祉ホームを運営する事業を行おうとする場合に記入すること。
- 11 届出の法令上の根拠を示す欄では、1又は2のうち該当する番号及び法律名を○で囲むこと。
- 12 開始の届出をする際には、この届出書に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第66条第2項、児童福祉法施行規則第36条の30の2第2項に掲げる書類を添付すること。

障害福祉サービス事業等 開始
変更 届出書

開始・変更しようとする事業の内容	事業を行う事業所	名 称	〇〇〇居宅介護事業所		
		所 在 地	福山市〇〇町〇〇番〇号		
	サービス等の種類	居宅介護・重度訪問介護			
	提供する便宜等の内容	居宅において行われる入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助			
経営者 (法人)	名 前 (名 称)	社会福祉法人 〇〇〇会			
	住 所 (事 務 所 の 所 在 地)	福山市〇〇町〇〇番〇号			
基本約款		別 添 1			
事業の運営の方針		利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切なサービスの提供を行う。			
職員の職種		職 務 の 内 容		職員の定数	
管理者		従業者の管理、事業所の業務の管理等		1人	
サービス提供責任者		利用の申込に係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等		〇人	
居宅介護従業者		居宅介護・重度訪問介護（身体介護、家事援助、通院介助）の提供		〇人	
				人	
		合 計		〇人	
主な職員の名前		管理者 〇〇〇〇			
主な職員の経歴		別 添 2			
事業を行おうとする区域		① 福山市 ② 〇〇市 ※ 具体的な市町村名を記入すること。			
事業の用に供する施設又は住居	名 称	-			
	所 在 地	-			
	利用定員	-			
事業開始の予定年月日		2009年 1月 1日			
<p>1) 上記のとおり障害福祉サービス事業等を開始しますので、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する</u>ための法律（平成17年法律123号）第79条第2項、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の3第2項の規定により届け出ます。</p> <p>2) 上記のとおり障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第79条第2項、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の3第2項の規定により届け出た事項を変更しましたので届け出ます。</p> <p style="margin-left: 20px;">2008年12月 〇日</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin-left: 20px;"> 事業開始日等の前日までに提出してください。 </div> <div style="margin-left: 100px;"> 事業経営者 住 所 福山市〇〇町〇〇番〇号 (所在地) 名 前 社会福祉法人 〇〇〇会 (名称及び代表者の名前) 理事長 〇〇〇〇 </div> <p style="margin-left: 20px;">福山市長 様</p>					

注1 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙の枚数を増加し、この様式に準じた届出書を作成すること。

2 届出書の記入については、2面によること。

障害福祉サービス事業等開始・変更届出書記入要領

- 1 標題の届出名のうち、「開始」又は「変更」のいずれか該当する事項を○で囲むこと。
- 2 変更の届出をする際には、変更が生じる部分のみにつき記入して届け出ること。
- 3 複数のサービス等の種類の障害福祉サービス事業等を開始する際には、届出書はそれぞれの種類ごとに作成すること。
- 4 「開始・変更しようとする事業」欄のうち、「提供する便宜等の内容」欄には、事業者が当該事業により提供するサービス等の種類等その事業の内容を記入すること。
なお、サービス等の種類に変更が生じるときは、新たな事業の開始として、別途届け出ること。
- 5 「経営者」欄には、当該事業を経営する者が個人である場合にはその者の名前及び住所を記入し、市町村、社会福祉法人その他の法人である場合にはその名称、代表者の名前及び当該事業に係る主たる事務所の所在地を記入すること。
- 6 「基本約款」は、事業者の条例、定款その他基本約款を指すものであること。
- 7 「事業の運営の方針」欄には、当該事業を経営する上で経営者として考えることを明確に記入すること。
- 8 「主な職員の名前」欄の主な職員とは、当該事業所の管理者等を指すものであること。
- 9 「事業を行おうとする区域」欄には、市町村の委託を受けて行う場合には、事業を行おうとする区域のほかに「委託先」として当該市町村の名称を併せて記入すること。
- 10 「事業の用に供する施設又は住居」の欄は、障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援（施設を必要とする障害福祉サービスを行うものに限る。）、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助に限る。）、地域活動支援センターを運営する事業又は福祉ホームを運営する事業を行おうとする場合に記入すること。
- 11 届出の法令上の根拠を示す欄では、1又は2のうち該当する番号及び法律名を○で囲むこと。
- 12 開始の届出をする際には、この届出書に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第66条第2項、児童福祉法施行規則第36条30の2第2項に掲げる書類を添付すること。

収支予算書及び事業計画書